

2. 法人住民税等確定申告書

受付印 平成〇〇年 9月 30日 東京都税事務所長 殿		東京都 中央区 本所 法人番号 事務区分	申告年月日 年 月 日
所在地 (本籍が異なる場合は本籍所在地を記載) 東京都千代田区神田1丁目1番地5号 能力開発ビル (03-3251局1234番)	この申告書の 作成 法人税の 平成 年 月 日 の修正 更正 決定 修正 による	事業種目 婦人洋品の卸業	第六号様式(提出用)
(ふりがな) 法人名 株式会社 あやせ	期末等の 現在の 資額 資本の金額 又は出資金額 1,000,000.00 資本積立金額 0 合計額 1,000,000.00	(ふりがな) 代表者 山田 太郎 (山田) 中村 一郎 (中村)	
平成XX年 8月 1日から平成〇〇年 7月 31日までの事業年度分の道府県民税の申告書			
(事業) 税 所得 金額 課税 標準 税率(%) 税 額 (主) 道府県民税等 法人税法の規定によって 計算した法人税額 ① 試験研究費の増加の特 別控除額 ② みなし配当の25%相当 額の控除額 ③ 還付法人税額等の控除 額 ④ 退職年金等積立金に係 る法人税額 ⑤ 課税標準となる法人税額 ①+②-③-④+⑤ ⑥ 分割法人における課税標 準となる法人税額 ⑦ 法人税額(⑥又は⑦)×100 ⑧ 外国の法人税等の額の 控除額 ⑨ 仮装経理に基づく法人 税額等の控除額 ⑩ 利息割額の控除額 (控除した金額)⑪ ⑫ 差引法人税額 ⑧-⑨-⑩-⑪ ⑬ 既に納付の確定した当 期分の法人税額 ⑭ 既還付請求利息割額の過大 である場合の納付額(⑬) ⑮	総 額 ⑮ 5,478,435	年 350 万円以下の 金額 ⑯ 350,000.00 税率 5.00 1.00 年 350 万円を超え年 700 万円以下の金額 ⑰ 1,978,000 税率 9.00 7.00 1,78 年 700 万円を超え る金額 ⑱ 0.00 税率 12.00 1.00 計⑯+⑰+⑱ ⑲ 5,478,000 軽減税率(不適用法 人の金額) ⑳ 0.00 収入 金額 総 額 ㉑ 収入 金額 ㉒ 0.00 合計 事業 税 額 ⑲+㉑又は㉒+㉓ ㉔ 仮装経理に基づく事業 税額の控除額 ㉕ 既に納付の確定した当 期分の事業税額 ㉖ この申告により納付すべき 事業税額(㉔-㉕-㉖) ㉗ ㉗のうち見込納付額 ㉘ 0 差 引 ㉙-㉚ ㉛ 2,247,000	1,533,840 2,100.00 1,78 0.00 0.00 0.00 1,533,000 0.00 2,652,000 0 5,160 2,347,000 0 0 1,817,000 12月 5,000.00 25,000 25,000 2,067,000 0 2,067,000 1,533,000 2,652,000 0 0 0
	決算確定の日 平成〇〇年 9月 25日 この申告が中間申告の場合 の計算期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 法人税の 申告書の種類 (付) 他 申告期限の延長の処分 (承認)の有無 法人税 有・無 事業税 有・無 限 期 の 中 間 申 告 の 要 否 (要) 否	所得 金額 の 計 算 加 算 減 算 所得金額差引計 ⑮+⑯+⑰+⑱-⑲-⑳-㉑-㉒ 5,478,435 損金の額に算入した所得税額 ㉓ 損金の額に算入した海外投資等損 失準備金勘定への繰入額 ㉔ 損金の額に算入した技術等海外取 引に係る所得の特別控除額 ㉕ 益金の額に算入した中小企業等海外所 得準備金勘定からの戻入額 ㉖ 益金の額に算入した海外投資等損 失準備金勘定からの戻入額 ㉗ 外国の事業に帰属する所得以外の所得 に対して課された外国法人税額 ㉘ 前3年以内の繰越欠付金額等若しくは 既還付請求又は私算繰戻等があった 場合の欠付金額の当期控除額 ㉙ 法人税の所得金額 ㉚ 5,478,435	この申告により納付すべき 法人税額(①+②) ① 1,817,000 重要期間において重要事 象を発生していた月 ⑫ 12月 均 等 割 額 ⑬ 5,000.00 既に納付の確定した当 期分の均等割額 ⑭ 25,000 この申告により納付すべ き均等割額(⑬-⑭) ⑮ 25,000 この申告により納付すべ き道府県民税額(①+②) ⑯ 2,067,000 ⑯のうち見込納付額 ⑰ 0 差 引 ⑱-⑰ 2,067,000 特別区分の課税 標準額 ⑲ 1,533,000 同上に対する税額 ⑲×100 ⑳ 2,652,000 市町村分の課税 標準額 ㉑ 0.00 同上に対する税額 ㉑×100 ㉒ 0 法第15条の4の税額割子を 受けようとする税額 ㉓ 0 中間納付額 ㉔ 0 未 納 付 額 利息割額 ㉕ 0
	利息割額 (控除されるべき額) ㉖ 5,160 控除した金額 (㉖-㉗+㉘+㉙) ㉚ 5,160 控除しきれなかった 金額(㉚-㉛) ㉜ 0 既に還付を請求した 利息割額 ㉝ 0 既還付請求利息割額 の過大である場合の 納付額(㉜-㉝) ㉞ 0	法人税の所得金額 ㉚ 5,478,435 銀行 支店 口座番号(普通・当座)	法第15条の4の税額割子を 受けようとする税額 ㉓ 0 中間納付額 ㉔ 0 未 納 付 額 利息割額 ㉕ 0

※東京都23区用

		※ 整理番号	事務所 区分	法人番号	申請 区分
法人名	株式会社 あやせ	事業年度	昭利 平利 昭利 平利	××年 8月 1日から ○○年 7月 31日まで	

利子割額の控除・還付に関する明細書

区 分	取 入 金 額 ①	①について課された 利子割額 ②	②のうち控除・還付 を受ける利子割額 ③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1 103,205	5,160	5,160
公 社 債 の 利 子	2		
証 券 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配	3		
そ の 他	4		
計	5 103,205	5,160	5,160

公社債の利子又は証券投資信託の収益の分配
に係る控除・還付を受ける利子割額の計算

個別法による場合	銘 柄	取 入 金 額 ④	④について課された利子割額 ⑤	公社債利子等の 計算基礎期間 ⑥	⑥のうち元本 所有期間 ⑦	所有期間割合 ⑧ <small>(本業高以下3)</small>	控除・還付を 受ける利子割額 ⑤×⑧ ⑨

個別法による場合	銘 柄	取 入 金 額 ⑩	⑩について課された利子割額 ⑪	公社債利子等の 計算期末の 所有元本数等 ⑫	公社債利子等の 計算期首の 所有元本数等 ⑬	⑬-⑫ 2又は12 (負の場合は) ⑭	所有元本割合 ⑮ <small>(本業高以下3)</small>	控除・還付を 受ける利子割額 ⑪×⑮ ⑯

この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第11項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、又は同条第16項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。

	※ 処理 事項	整理番号	事務所 係	区分	法人番号	申告区分	
法人名	株式会社 あやせ		事業年度	平成	XX年	8月	1日から
				平成	00年	7月	31日まで

利子割額の都道府県別明細書

※	利子割 明細入力		分非		自主
---	-------------	--	----	--	----

都道府県名	事務所 の有無	都道府県 コード	控除・還付を受ける利子割額				都道府県名	事務所 の有無	都道府県 コード	控除・還付を受ける利子割額			
			十億	百万	千	円			十億	百万	千	円	
北海道		01					滋賀		25				
青森		02					京都		26				
岩手		03					大阪		27				
宮城		04					兵庫		28				
秋田		05					奈良		29				
山形		06					和歌山		30				
福島		07					鳥取		31				
茨城		08					島根		32				
栃木		09					岡山		33				
群馬		10					広島		34				
埼玉		11					山口		35				
千葉		12					徳島		36				
東京	○	13			51,60		香川		37				
神奈川		14					愛媛		38				
新潟		15					高知		39				
富山		16					福岡		40				
石川		17					佐賀		41				
福井		18					長崎		42				
山梨		19					熊本		43				
長野		20					大分		44				
岐阜		21					宮崎		45				
静岡		22					鹿児島		46				
愛知		23					沖縄		47				
三重		24					合計	④8					51,60

この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第11項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、又は同条第16項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。なお、「記載の手引」は、第3葉にあります。